

学会誌編集規程 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>1. (名称) 本誌は、日本社会福祉教育学会の学会誌『日本社会福祉教育学会誌』(Japanese Journal for the Study of Social Welfare Education) と称する。</p> <p>2. (目的) 本誌は、社会福祉教育発展のために原則として本会会員の社会福祉教育研究の発表にあてる。</p> <p>3. (資格) <u>投稿者は、共同執筆者も含め本会会員に限る。また、投稿時において共同執筆者も含めて、当該年度の会費を納入していなければならない。ただし、依頼原稿についてはこの限りではない。</u></p> <p>4. (発行) 本誌は、原則として1年に2回 <u>(9月、3月)</u> 発行するものとする。</p> <p>5. (内容) 本誌に、社会福祉教育に関する研究論文・研究ノート・<u>調査報告・実践報告・資料解題</u>・調査報告・海外社会福祉教育研究・書評・学会情報などの各欄を設ける。</p> <p>6. (編集) 本誌の編集は、日本社会福祉教育学会規約第20条に基づき 日本社会福祉教育学会誌編集委員会(以下「委員会」)が行う。</p>	<p>1. (名称) 本誌は、日本社会福祉教育学会の学会誌『日本社会福祉教育学会誌』(Japanese Journal of Social Welfare Education) と称する。</p> <p>2. (目的) 本誌は、社会福祉教育発展のために原則として本会会員の社会福祉教育研究の発表にあてる。</p> <p>3. (資格) 本誌に投稿を希望する者は、共同研究者も含めて、当該年度の会費を納入していなければならない。</p> <p>4. (発行) 本誌は、原則として1年に2回発行するものとする。</p> <p>5. (内容) 本誌に、社会福祉教育に関する研究論文・研究ノート・実践報告・資料解題・調査報告・海外社会福祉教育研究・書評・学会情報などの各欄を設ける。</p> <p>6. (編集) 本誌の編集は、日本社会福祉教育学会規約第20条に基づき学会誌編集委員会(以下「委員会」)が行う。</p> <p>7. (委員会の役割)</p>	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p>

学会誌編集規程 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>7. (委員会の役割) 原稿の掲載は、委員会の決定による。</p> <p>8. (執筆要領) 原稿は、所定の執筆要領にしたがう。</p> <p>9. (著作権) 本誌に掲載された著作物の著作権は日本社会福祉教育学会に帰属する。ただし、著者自身が使用する場合は、この限りではない。</p> <p>10. (事務局) 編集事務局は、日本社会福祉教育学会事務局に置く。</p> <p>11. (規程の変更) この規程は、理事会の決議によって変更することができる。</p> <p>付則 この規程は、2006年11月3日より施行する。 この規程の改定は、2014年4月1日より施行する。 この規程の改定は、2015年8月22日より施行する。 <u>この規程の改定は、2018年9月1日より施行する。</u></p>	<p>原稿の掲載は、委員会の決定による。</p> <p>8. (執筆要領) 原稿は、所定の執筆要領にしたがう。</p> <p>9. (著作権) 本誌に掲載された著作物の著作権は日本社会福祉教育学会に帰属する。ただし、著者自身が使用する場合は、この限りではない。</p> <p>10. (事務局) 編集事務局は、日本社会福祉教育学会事務局に置く。</p> <p>11. (規程の変更) この規程は、理事会の決議によって変更することができる。</p> <p>付則 この規程は、2006年11月3日より施行する。 この規程の改定は、2014年4月1日より施行する。 この規程の改定は、2015年8月22日より施行する。</p>	追加